

令和5年7月からの新たなプラスチック資源回収Q&A

区では、ごみの減量や二酸化炭素の発生抑制、持続可能な循環型社会の構築を目指して、**令和5年7月から**、これまで「燃やすごみ」としていた**製品プラスチック**(プラスチック製の文具や日用品など)を新たに「資源」として回収し、リサイクルします。

ここでは、**製品プラスチックの分け方や出し方**の疑問にお答えします！

ごみの減量や資源のリサイクルを推進するため、ご協力をお願いいたします。



Q1 資源回収日は変わりますか？

A 資源回収日の変更はありません。**既存の資源回収の日(週1回)**に、「**プラスチック製の容器や包装**」と**まとめて同じ袋(中身が見える袋)**に入れて、集積所へお出してください。

Q2 プラスチック製なら何でも資源として出せるのですか？

A **次のものはリサイクルに適さないため、資源として回収できません。**ご注意ください。

- ・ 汚れが落ちないもの
- ・ 一辺がおおむね 30 cm以上のもの
- ・ プラスチック以外の素材が混じっているもの
(金具やねじなどの金属部分があるもの)
- ・ モバイルバッテリー、電子・加熱式たばこ、スマートフォンなど
(小型充電式電池を内蔵しているもの)
- ・ 刃物、ライター、在宅医療用器具など
- ・ ビデオテープ、カセットテープなど
- ・ プラスチック製のまな板などで厚みが5mm以上あるもの



特に、**モバイルバッテリー、電子・加熱式たばこ、スマートフォンなど(小型充電式電池を内蔵しているもの)**が資源に混入すると、清掃車やリサイクル処理施設での火災事故の原因になってしまうので、絶対に出さないでください。

また、**刃物などの危険物も作業員が怪我をする恐れがありますので、資源には出さないでください。**

Q3 金具や金属部分などプラスチック以外の部分を外せば資源として出せますか？

A **金具や金属部分をすべて外し、プラスチック素材のみの状態にすれば資源としてお出しいただけます。**

Q4 汚れはどの程度落とせばいいですか。紙のラベルシールなどが付いているものは資源として出せますか？

A **中身が残っている場合や汚れている場合は、水でさっとすすいで落とし、水気を切ってお出してください。**油や泥汚れなど、汚れが簡単に落ちない場合は燃やすごみへお出してください。紙のラベルシールなどは簡単にはがせるものは剥がし、剥がせない場合はそのままお出してください。

Q5 プラスチックだけでできているかどうか分からないものも資源として出せますか？

A 電気・電池で動くもの、機械式・充電式のものなど、**内部に金属部分や電池があると思われる場合は、資源には出さないでください。**

Q6 ペットボトルも「製品プラスチック、プラスチック製の容器や包装」と同じ袋で出してもいいですか？

A **ペットボトルは、今までどおりペットボトル単品で回収します。**「製品プラスチック、プラスチック製の容器や包装」と同じ袋には入れずに、専用コンテナまたは中身が見える袋に入れてお出してください。

ただし、ペットボトルのキャップとラベルは本体から外し、「製品プラスチック、プラスチック製の容器や包装」と同じ袋に入れて出してください。

Q7 回収したプラスチックはどのようにリサイクルするの？

A 中間処理施設で選別・圧縮・梱包をした後、リサイクル処理施設で化学工業の原材料やプラスチック製品の材料などに生まれ変わります。